

多可町立小学校及び中学校条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表			
区分	名称	位置	位置
小学校	多可町立中町南小学校	多可町中区森本152番地1	多可町立中町南小学校
	多可町立中町北小学校	多可町中区鍛冶屋434番地	多可町立中町北小学校
	多可町立松井小学校	多可町熊野部835番地	多可町立松井小学校
	多可町立杉原谷小学校	多可町加美区市原59番地	多可町立杉原谷小学校
	多可町立八千代小学校	多可町中野間137番地	多可町立八千代小学校
	多可町立中町中学校	多可町中区奥中588番地	多可町立多可中学校
中学校	多可町立加美中学校	多可町加美区豊部300番地	多可町立中区岸上280番地2
	多可町立八千代中学校	多可町八千代区中野間680番地	

○多可町立小学校及び中学校条例

平成17年11月1日条例第86号

改正

平成27年12月25日条例第43号

多可町立小学校及び中学校条例

学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき設置する多可町立小学校及び中学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前後に納付するものについては、なお従前の例による。

別表

区分	名称	位置
小学校	多可町立中町南小学校	多可町中区森本152番地1
	多可町立中町北小学校	多可町中区鍛冶屋434番地
	多可町立松井小学校	多可町加美区熊野部835番地
	多可町立杉原谷小学校	多可町加美区市原59番地
	多可町立八千代小学校	多可町八千代区中野間1137番地
中学校	多可町立多可中学校	多可町中区岸上280番地2

多可町児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の新旧対照表

別表第2 (第3条関係)		現 行	改 正
		別表第2 (第3条関係)	
中学校名	指定する区域	中学校名	指定する区域
多可町立中町中学校	中区全域	多可町立多可中学校	多可町全域
多可町立加美中学校	加美区全域		
多可町立八千代中学校	八千代区全域		

○多可町児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則

平成17年11月1日教育委員会規則第13号

改正

平成27年12月25日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項により、児童及び生徒の入学すべき学校区の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校区)

第2条 町立小学校の校区を、別表第1のとおり定める。

第3条 町立中学校の校区を、別表第2のとおり定める。

(学校区の変更)

第4条 特別の事情があるときは、この規則に定める区域を変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則（昭和61年加美町教育委員会規則第12号）又は児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則（昭和62年八千代町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 (第2条関係)

小学校名	指定する区域
多可町立中町南小学校	中区（高岸、奥中、徳畠、茂利、中村町、安坂、糀屋、坂本、曾我井、森本、西安田、中安田、東安田）
多可町立中町北小学校	中区（門前、安楽田、東山、田野口、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、天田）
多可町立松井小学校	加美区（豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部）
多可町立杉原谷小学校	加美区（山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、觀音寺）
多可町立八千代小学校	八千代区全域

別表第2 (第3条関係)

中学校名	指定する区域
多可町立多可中学校	多可町全域